

## J C B C A R D 会 員 規 約 ( 個 人 用 - 抄 - )

### 第 1 条 ( 会 員 )

1. 株式会社千葉銀行 ( 以下「当行」という。 ) および株式会社ジェーシービー ( 以下「 J C B」という。 ) が運営するクレジットカード取引システム ( 以下「 J C B クレジットカード取引システム」という。 ) に当行および J C B ( 以下「両社」という。 ) 所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。
2. J C B クレジットカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といたします。
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード ( 第 2 条第 1 項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。 ) を使用して、本規約に基づくクレジットカード利用 ( 第 3 章 ( ショッピング利用、金融サービス ) に定めるショッピング、キャッシング 1 回払いおよびキャッシングリボ払い ( 以下併せて「金融サービス」という。 ) ならびに第 5 条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。 ) を行う一切の権限 ( 以下「本代理権」という。 ) を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 4 2 条第 5 項所定の方法により家族会員によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるクレジットカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
5. 本会員と家族会員を併せて会員といたします。
6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード ( 第 2 条第 1 項に定めるものをいう。 ) の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

### 第 2 条 ( カードの貸与およびカードの管理 )

1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード ( 以下「カード」という。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。 ) を貸与します。カードには、 I C チップが組み込まれた I C カード ( 以下「 I C カード」という。 ) を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
2. カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等 ( 以下「カード情報」という。 ) が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。
3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。

### 第 7 条 ( 暗証番号 )

1. 会員は、カードの暗証番号 ( 4 桁の数字 ) を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行所定の方法により暗証番号を新たに登録するものとします。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、 I C カードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。( 両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。 )

### 第 1 0 条 ( 会員区分の変更 )

1. 本会員が申し出、両社が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。
2. 本会員が新たに別の会員区分を指定して両社または両社以外の J C B クレジットカード取引システムに参加する J C B の提携会社に入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第 7 条第 1 項を準用するものとします。
3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員等の有無等の条件が適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

## 第11条(本人確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認が当行所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、カードの利用を制限することがあります。

## 第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の個人情報の収集、利用すること。  
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条に基づき届け出た事項。  
入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。  
会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。  
会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。  
犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。  
当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)  
電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - (2) 以下の目的のために、前号の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。  
カードの機能、付帯サービス等の提供。  
当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業(当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第22条に定めるものをいう。)申込み審査を含む。)  
両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。  
両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。
  - (3) 本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)の個人情報(第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものはJCBとなります。
4. 会員等は、本申し込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、第1項(1)の個人情報を、保証会社においては本項(1)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBにおいては本項(2)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBと保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。
  - (1) 保証会社の利用目的  
本申込みの受付、保証の審査および保証の決定  
会員等の委託に係る保証取引(以下「本件保証取引」という。)に関する与信判断および与信後の管理  
加盟する個人信用情報機関への提供および適正かつ適法と認められる範囲での第三者の提供  
本件保証取引上の権利行使および義務の履行  
法令等によって認められる権利行使および義務の履行  
本件保証取引上必要な会員等への連絡および郵便物等の送付
  - (2) 当行およびJCBの利用目的  
当行またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理  
本条第1項(2)の目的

#### 第14条（個人信用情報機関の利用および登録）

1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。
  - (1) 両社が自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。）が登録されている場合はこれを利用すること。
  - (2) 本規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報（その履歴を含む。）が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにこれを利用されること。
  - (3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。
2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

#### 第15条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当行、JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
  - (2) JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
  - (3) 加盟個人信用情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第16条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

#### 第17条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第42条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

#### 第23条（債権譲渡の承諾・立替払いの委託）

1. 当行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
  - (1) 加盟店から当行に対して債権譲渡すること。
  - (2) 加盟店からJCBに対して債権譲渡したうえで、当行がJCBに対して立替払いすること。

- (3) 加盟店から J C B の提携会社に対して債権譲渡したうえで、当行が当該 J C B の提携会社に対して立替払いすること。
- (4) 加盟店から J C B の関係会社に対して債権譲渡したうえで、J C B が当該 J C B の関係会社に対して立替払いし、さらに当行が J C B に対して立替払いすること。
- 2. 当行、J C B、J C B の提携会社または J C B の関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。
  - (1) 当行が加盟店に対して立替払いすること。
  - (2) J C B が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が J C B に対して立替払いすること。
  - (3) J C B の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該 J C B の提携会社に対して立替払いすること。
  - (4) J C B の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、J C B が当該 J C B の関係会社に対して立替払いし、さらに当行が J C B に対して立替払いすること。
- 3. 商品の所有権は、加盟店から当行に債権が譲渡されたとき、または当行が加盟店、J C B もしくは J C B の提携会社に対して立替払いをしたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。

### 第34条(明細)

当行は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」という。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届け出住所への郵送その他当行所定の方法により通知します。なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当行は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

### ご相談窓口

- 1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー J C B インフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700

福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

- 3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。
- 株式会社千葉銀行に対する本規約についてのお申し出、お問い合わせ、支払停止の抗弁に関する書面について

株式会社千葉銀行  
ちばぎんカードセンター  
業務受託会社：ちばぎんジェーシービーカード株式会社  
〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11  
TEL 050-3386-1780

株式会社千葉銀行に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談について

株式会社千葉銀行 個人情報苦情・相談窓口  
〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2  
TEL 0120-31-7889  
株式会社ジェーシービー お客様相談室  
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
TEL 0120-668-500

### 共同利用会社

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

株式会社 J C B トラベル  
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場 T S ビル  
利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供

株式会社ジェーシービー・サービス  
〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア  
利用目的：保険サービス等の提供

加盟個人信用情報機関

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー（C I C）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号 0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

株式会社シー・アイ・シー（C I C）は、割賦販売法第 35 条の 3 の 36 に基づく指定信用情報機関です。

全国銀行個人信用情報センター（K S C）

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

K S C は、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。

株式会社日本信用情報機構（J I C C）

〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル

電話番号 0120-441-481

<http://www.jicc.co.jp/>

各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

**登録情報および登録期間**

	C I C	K S C	J I C C
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記のいずれかの情報が登録されている期間		
加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より 6 カ月間	当該利用日から 1 年を超えない期間	当該利用日から 6 カ月を超えない期間
入会承認日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況、支払停止の抗弁申立有無	契約期間中および取引終了日から 5 年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年を超えない期間	契約継続中および完済日から 5 年を超えない期間
官報において公開されている情報		破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超えない期間	
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より 5 年以内	本人申告のあった日から 5 年を超えない期間	登録日から 5 年を超えない期間

上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、 となります。

上記の他、K S C については、不渡情報（第一回目不渡発生日から 6 カ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から 5 年を超えない期間）が登録されます。

上記の他、J I C C については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報は当該事実の発生日から 1 年を超えない期間が登録されます。

加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
C I C	K S C、J I C C	*
J I C C	K S C、C I C	*
K S C	C I C、J I C C	*

\* 提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

\* 本契約について支払停止の抗弁の申立が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。

### ショッピングリボ払いのご案内

#### 1. 毎月のお支払い元金

		締切日（毎月15日）のご利用残高		
		10万円以下	10万円超10万円ごとに	
お 支 払 コ ー ス	全額コース	締切日（毎月15日）のご利用残高全額		
	定額コース	ご指定の金額（5千円以上1千円単位）		
	残高スライド コース	標準コース	1万円	1万円加算
		短期コース	2万円	2万円加算

ザ・クラス、ゴールド会員の場合は1万円以上1千円単位となります。

指定する欄がない、もしくはご指定いただいていない場合（A）もしくは（B）となります。

（A）新規ご入会の場合は定額コース1万円とさせていただきます。

（B）新カードへのお切り替えの場合は、お切り替え前の設定元金が引き継がれます。

#### 2. 手数料率

実質年率13.20%～15.00%

上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

会員規約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。

#### [初回のご請求]

実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日

#### [2回目以降のご請求]

実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日

#### 3. お支払い例

・定額コース1万円、実質年率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

##### (1) 8月10日のお支払い

お支払い元金 10,000円  
 手数料 747円（7万円×15.00%×26日÷365日）  
 8月10日の弁済金 10,747円（ + ）

##### (2) 9月10日のお支払い

お支払い元金 10,000円  
 手数料 764円（6万円×15.00%×31日÷365日）  
 9月10日の弁済金 10,764円（ + ）

#### 4. 遅延損害金

年14.60%

#### 5. ご利用可能枠

0～200万円

上記以外のご利用可能枠の場合があります。

## ショッピング分割払いのご案内

### 1. 手数料率

実質年率12.00%～15.00% [ 月利 1.00～1.25% ]

上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

### 2. 支払回数表

実質年率15.00%の場合

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%
(ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円

支払回数	15回	18回	20回	24回
支払期間	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
(ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円

加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合がございます。

### 3. お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払でご購入の場合

#### A. 上表に基づく手数料総額

$$100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$$

#### B. 上表に基づく支払総額

$$100,000円 + 7,000円 = 107,000円^1$$

#### C. 毎月の支払額

$$107,000円 \div 10回 = 10,700円^2$$

(ただし、初回10,518円<sup>3</sup>、最終回10,699円<sup>4</sup>)

#### D. 分割支払金合計額

$$10,518円(初回) + 10,700円 \times 8(第2回 \sim 第9回) + 10,699円(最終回) = 106,817円$$

1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算の手数料} \quad 100,000円 \times 1.25\% = 1,250円$$

$$\text{初回支払元金} \quad 10,700円 - 1,250円 = 9,450円$$

$$\text{日割計算の手数料} \quad 100,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,068円$$

$$(\text{ご利用金額} \times \text{実質年率} \times \text{日数(締切日の翌日より翌月10日まで)} \div 365日)$$

$$\text{初回支払額} \quad 9,450円 + 1,068円 = 10,518円$$

4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例、第2回>

$$\text{初回支払後残高} \quad 100,000円 - 9,450円 = 90,550円$$

$$\text{月利計算の手数料} \quad 90,550円 \times 1.25\% = 1,131円$$

$$\text{第2回支払元金} \quad 10,700円 - 1,131円 = 9,569円$$

### 4. 遅延損害金

(1) 分割支払金の支払を遅延した場合は、分割支払金のうち支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し年6.00%を乗じた額を超えない金額。

(2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除く。) ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じた金額。

5. ご利用可能枠

0～200万円

上記以外のご利用可能枠の場合があります。

**JCBショッピング2回払いのご案内**

締切日（毎月15日）の翌月10日と翌々月10日の2回に分けてお支払いいただく方法です。

海外ではご利用いただけません。

1. 手数料

不要

2. お支払例

6月30日に10万円の商品を2回払いで購入した場合

【初回（8/10）のお支払い】5万円（うち、手数料0円）

【2回目（9/10）のお支払い】5万円（うち、手数料0円）

3. 遅延損害金

年6.00%

4. ご利用可能枠

0～300万円

上記以外のご利用可能枠の場合があります。

**JCBボーナス1回払いのご案内**

お買い物の金額を、夏または冬のボーナス月に一括してお支払いいただく方法です。

取扱期間は加盟店により異なります。

	ご利用期間	お支払日*
夏	12月16日～6月15日	8月10日
冬	7月16日～11月15日	1月10日

海外ではご利用いただけません。

ご利用期間外は他の支払い方法をご選択ください。

\*金融機関休業日の場合は翌営業日

1. 手数料

不要

2. 遅延損害金

年6.00%

3. ご利用可能枠

0～300万円

上記以外のご利用可能枠の場合があります。

お持ちのカードの元金・手数料率・概要可能枠など詳しくは、カードご利用代金明細書およびMyJCBにてご確認ください。

JCBカード複数枚お持ちの場合、各カードにはそれぞれのご利用可能枠の設定がございますが、同一発行会社のカードにおいてご利用いただける金額の合計は、カードの設定金額のうちで最も高い金額の範囲内となります。なお、一部対象とならないカードがございます。また、一部の発行会社については、発行会社の異なる複数枚のカードをお持ちの場合でも、お持ちのカードの設定金額のうちで最も高い金額の範囲内とさせていただきます。



### キャッシングサービスのご案内

< 資金使途 / 自由 (ただし、事業性資金は除く) >

名称	融資利率 (変動金利) (年利*1)	返済方式	返済期間/返済回数	担保
キャッシング 1回払い (国内・海外)	年利15.00%	元利一括払い	23～56日(ただし暦による)/1回	不要
JCB キャッシング リボ払い	年利9.00%～ 15.00% *2	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定 額払い	利用残高および返済方式に応じ、返 済元金と利息を完済するまでの期 間、回数。 <返済例> 貸付金額50万円で返済 元金1万円の毎月元金定額払いの場 合、50ヵ月/50回。	不要

\*1 1年365日(うるう年は366日)による日割計算

遅延損害金 (\*1)年20.00%

\*2 スーパーカード(年利9.00%～15.00%)、ザ・クラス(年利14.10%)

その他のカード(年利15.00%)

海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間は101日)。この場合であっても手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

< 繰上返済方法 >

	ショッピング リボ払い	ショッピン グ分割払 い*1	キャッシング 1回払い (国内・海外)	キャッシング リボ払い	
1. ATMによるご 返済		×	×		当社のATMおよび提携金融機関の ATM等から入金して返済する方法
2. 口座振替による ご返済			×		事前に当社に申し出ることにより、約 定支払日に口座振替により返済する 方法
3. 口座振込でのご 返済					事前に当社に申し出のうえ、当社指定 口座への振込により返済する方法
4. 持参による ご返済					当社に現金を持参して返済する 方法

\*1全額繰上返済のみとなります。

全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。

一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに  
対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日  
に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

取扱会社：株式会社千葉銀行

〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2

TEL050(3386)1780